

第14章

東アジアにおける地域貿易協定の特徴

——内容の比較と各国の RTA 政策からの検討——

青木（岡部） まき

はじめに

東アジア地域で、国家間の協力のための枠組みが構築されつつある。その中心的役割を担っているのが、東南アジア諸国連合（ASEAN）10カ国と中国、韓国、日本の3カ国からなる「ASEAN+3」である。ASEAN+3は、首脳会議をベースとした多国間協力枠組みであり、現在は閣僚会議の他に農業、金融やその他の経済協力などの分野で制度化を進めている。そのなかでも経済分野では、金融協力とならんで地域貿易協定（Regional Trade Arrangement: RTA）の締結が進んでいる。2000年11月にシンガポールで開催された ASEAN+3首脳会議では、ASEAN 諸国政府首脳が「ASEAN+3自由貿易地域」（ASEAN+3FTA）の可能性にふれた。またその後、2002年11月の首脳会議（プノンペン）では「東アジア自由貿易圏の設置」に合意し、「東アジア」という枠組みを念頭に置いた経済関係の制度化に乗り出した。1990年代の後半以降、東アジア諸国間では高度な経済的相互依存が発達し、「実質的な統合」とも呼ばれた。だが「統合」とは本来「もともと分離していた諸単位をひとつの一貫したシステムの構成物に転換する」（Deutsch [1988: 212]）ことを目指した制度構築に他ならない。その意味において、東アジアでは

ASEAN+3地域諸国を中心に、RTAによる経済分野での統合がようやく端緒に着いたといえよう⁽¹⁾。

このような状況にあって、現在 ASEAN+3諸国では官民の関係者が「貿易自由化によって各国の経済にどれほどの影響があるのか」「いかなる RTA を設計するべきか」という政策的議論を進めている。地域諸国政府がそれぞれどのような戦略のもとで RTA を目指しているのかを検討した研究も現れた⁽²⁾。しかしながら、実際に東アジア諸国間で現れつつある RTA を俯瞰し、その内容に照らして比較検討した業績はまだ少ない。そこで本章では、東アジア地域における RTA がどのような形を成しつつあり、その背景には誰のどのような動機や事情が影響しているのか、という問いを立て、解答を試みる。具体的には、東アジア諸国が模索している RTA の内容や形式を概観し、個々の RTA がカバーする分野の範囲に着目する。そして他の地域での RTA と比較し、その特徴を浮き彫りにする。そしてその特徴を、関係諸国政府の RTA 政策に照らし合わせて検討することとしたい。なお、特に断りのない限り、本章の議論は2005年5月の執筆現在までに公表された情報にもとづいている。

第1節 東アジアにおける RTA の特徴

1. RTA を見るうえでの指標

現在、ASEAN+3諸国は東アジア大の RTA と並行して ASEAN+1型の RTA や二国間の RTA にも積極的に取り組んでいる。これまで ASEAN+3地域における RTA としては、ASEAN 自由貿易地域 (ASEAN Free Trade Area: AFTA) があった。これに加えて、最近では日本や中国、韓国といったこれまで RTA をまったく結んでこなかった国々も二国間 RTA を模索し始めた。その結果、本章執筆現在 ASEAN+3諸国間では21件の RTA が成立、あるいは交

渉の過程にある（表1参照）。

これらの RTA および RTA イニシアティブの内容を整理したものが表2である。表2では現在明らかになっている情報をもとに便宜的に主要国間の RTA が扱う分野を章立てにもとづいて分けた（左から第3列目）⁽³⁾。そして各分野における具体的な措置の内容を検討し、その内容に従って措置を(1)貿易自由化措置、(2)国内制度調整措置、(3)協力的措置の3つのグループに分類した。表の作成にあたり、発効あるいは調印済みの RTA については協定の条文を、交渉中のものについては政府間交渉の成果報告および公式交渉の前段階として行われた合同研究会の報告書を参照している。

さて、RTA は WTO のなかで依拠する条項の違いに応じて3種類に分類できる。(1)貿易に関する一般協定 (GATT) 24条が定義する自由貿易地域 (Free Trade Area: FTA) と関税同盟、(2)授權条項⁽⁴⁾によって定義される一般特惠関税制度、(3)サービスの貿易に関する一般協定 (GATS) 第5条に依拠するサービス貿易協定の3種類がそれである。(1)の FTA は、相手を限定するかわり、一定の猶予期間に「実質的にすべて」(GATT 第24条第8項)の品目について関税を完全に撤廃することを目指す協定である。WTO で先進国のステイタスをもつ国は、物品の貿易に関する RTA については(1)、サービス貿易に関する限りは(3)のいずれかでなければならない。一方で(2)は、WTO で途上国のステイタスをもつ国々の間に限って適用される。FTA と違って、授權条項にもとづく特惠貿易協定では、関税撤廃の対象となる品目の数や過渡期間に関する制限は比較的緩やかに規定されている。

表2では ASEAN+3諸国間の RTA について、根拠条項も指標のひとつとして表示した。そのため、FTA と授權条項による特惠貿易協定、およびそれらの総称としての RTA の違いに留意して用いながら分析を進めることとしたい⁽⁵⁾。

(1) 協定がカバーする分野の包括性

表2を見ると、東アジアの RTA は非常に幅広い分野をカバーしているこ

表1 東アジア諸国間のRTAとその進捗状況一覧

相手国	主体	日本	中国	韓国	韓国	ASEAN	ブルネイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	カンボジア	ラオス	ミャンマー	ベトナム	
		日本	-	2004年11月 第6回交渉	中国	2005年4月 共同研究会 実施中	-	2005年4月 共同研究会 終了	2005年5月 交渉妥結	2004年末 交渉妥結	2002年11月 発効	2005年5月 第8回交渉	-	-	-	-	
		中国	中国	2004年9月 共同研究会 実施合意	中国	2003年6月 発効	-	-	-	-	交渉に向け 調整中	-	-	-	-	-	
				韓国	韓国	2005年4月 枠組み合意	-	-	2004年8月 共同研究会 実施中	-	2004年末 交渉妥結	-	-	-	-	-	
					日中韓	ASEAN+3 2002年採択	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
						ASEAN				AFTA1989年実施							
							ブルネイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
							インドネシア	インドネシア	-	-	-	-	-	-	-	-	-
									マレーシア	フィリピン	-	-	-	-	-	-	-
											シンガポール	-	-	-	-	-	-
												タイ	-	-	-	-	-
													カンボジア	2003年 経済協力戦略会議 (ECS) でタイが関税削減提案			-
														ラオス			-
															ミャンマー		-
																	ベトナム

(出所) 筆者作成。

とがわかる。

WTO時代に入って、WTO体制が規律する分野は拡大してきた。WTO加盟国間の財の貿易というGATT体制以来の分野の他、1994年以降はサービス貿易を規律するGATSや知的財産権についての取決めである「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」が新たにWTOでルール化された。これと並行する形で、RTAもまたその扱う分野を拡大しつつある。財やサービスの貿易、知的財産権保護などWTOでルール化が進んでいる分野の他、WTOでのルールが未整備であったり、あるいはWTOで扱うかどうかについて加盟国間での合意がなかったりする分野での取決めを含んだRTAが世界的に増加しつつある。これらの分野は、貿易ではないが貿易と関連があるという意味で「非貿易的関心事項」あるいは「貿易関連事項」と呼ばれる。具体的には投資の自由化や環境問題、企業間競争に関する国内政策への規律などが含まれる⁶⁾。表2では、地域に関係なく発効年の新しいRTAほど多様な非貿易的関心事項を含んでいることが示されている。

なかでも、ASEAN+3諸国間のRTAがカバーする分野の広さは顕著である。例えばすでに発効している協定を見ると、AFTAは規律する分野が比較的少ないものの、日本・シンガポール新時代経済連携協定(Japan-Singapore Economic Partnership Agreement: JSEPA)、中国・ASEAN包括的経済協力協定(Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-operation between the Association of Southeast Asian Nations and the People's Republic of China。通称中国・ASEAN FTA。以下、CAFTAと略記)は、北米自由貿易協定(NAFTA)やオーストラリア・ニュージーランド経済緊密化協定(Closer Economic Relations Trade Agreement: CER)よりはるかに包括的な内容になっている。またそれぞれのRTA交渉の議題から判断するかぎり、日本とフィリピン、マレーシア、タイとのそれぞれの二国間RTA、および韓国と日本、韓国とシンガポールの二国間協定もそれぞれ同様に包括的な協定になるものと見込まれる。

表2で取り上げたRTAは、いずれも輸入関税や数量制限、非関税障壁の削減・撤廃などの財の貿易自由化と、サービス分野における外国企業への内

表2 世界各地の

WTO の分類	本章での分類	RTA の名称	AFTA	日本シンガポール (JSEPA)	日本フィリピン (JPEPA)	日本マレーシア (JMEP)	日本タイ (JTEPA)	日本メキシコ	日本韓国
		WTO での関連条項	授権条項	GATT24条 GATS 5 条	-	-	-	GATT24条 GATS 5 条	-
		発効年月日	1992年 1月	2002年 11月	2004年12月 交渉妥結	2005年 5月 交渉妥結	2005年 妥結予定	2005年 4月	-
財の貿易	貿易自由化措置	関税削減	○**	○	□	□	□	○	□
		数量制限禁止	○**	○	□	□	□	○	□
サービス貿易	国内制度調整措置	原産地規則		○	□	□	□	○	□
		検疫・衛生規準		○	□	□	□	○	□
サービス貿易	貿易自由化措置	アンチダンピングと対抗措置		○	□	□	□	○	□
		セーフガード措置	○**	○	□	□	□	○	□
サービス貿易	国内制度調整措置	紛争処理		○	□	□	□	○	□
		一般例外	○**	○	□	□	□	○	□
サービス貿易	貿易自由化措置	サービス貿易自由化約束分野の拡大		○	□	□	□	○	□
		金融サービスの自由化・円滑化		○	□	□	□	○	□
サービス貿易	国内制度調整措置	投資自由化・円滑化	○***	○	□	□	□	○	□
		税関手続き簡素化・調和化	○****	○	□	□	□	○	□
サービス貿易	国内制度調整措置	知的財産権保護	○*****	○	□	□	□	○	□
		相互基準認証	○	○	□	□	□	○	□
サービス貿易	国内制度調整措置	自然人の移動		○	□	□	□	○	□
		政府調達		○	□	□	□	○	□
サービス貿易	国内制度調整措置	競争政策		○	□	□	□	○	□
		国際収支							
サービス貿易	国内制度調整措置	環境							
		労働							
サービス貿易	協力的措置	知的財産権保護に関する情報交換						○	
		金融サービス協力	○*****	○	□	□	□		□
サービス貿易	協力的措置	税関当局の情報交換・技術研修など							
		情報通信技術協力		○	□	□	□	○	□
サービス貿易	協力的措置	科学技術協力		○	□	□	□	○	□
		教育・人材開発協力		○	□	□	□	○	□
サービス貿易	協力的措置	貿易投資促進		○	□	□	□	○	□
		中小企業協力		○	□	□	□	○	□
サービス貿易	協力的措置	放送協力		○					□
		観光協力		○	□		□	○	□
サービス貿易	協力的措置	ビジネス環境整備			□	□	□	○	
		メコン川流域開発							
サービス貿易	協力的措置	運輸			□				□
		環境協力			□		□	○	□
サービス貿易	協力的措置	エネルギー協力			□		□		
		農林水産協力				□	□	○	
サービス貿易	協力的措置	鉱業協力				□			
		一次産品に関する協力				□			
サービス貿易	協力的措置	技術移転							
		電子取引							
サービス貿易	協力的措置	漢方薬および製薬分野での協力							
		法・規制の透明性に関する協力							
サービス貿易	協力的措置	エレクトロニクス産業協力							
		研究開発に関する協力				□			
サービス貿易	協力的措置	裾野産業育成支援					○		

(注) ○ = 本協定中に明記。△ = 後から補完協定で規定。□ = 産官学研究会および交渉での議題による。**** ASEAN 関税協定による。***** ASEAN 知的財産権協力による。***** ASEAN 月に覚書交換。†† 本協定で枠組み合意ののち、2004年11月に別途補完協定を調印。# CEPA 定が適用される企業の定義などを定めた付属文書は9月に調印されている。

(出所) 経済産業省 [2001: 161], ASEAN 事務局サイト対中関係ページ CACEC 条文, 経済産業省 [FTA・経済連携推進について] ウェブサイト, タイ・豪州 FTA 条文 (タイ外務サイト CEPA ページより筆者作成)。

国民待遇の付与や市場参入規制の撤廃といったサービス貿易の自由化を定めている。関税削減の割合や自由化対象品目・業種などの差はあれ、これらの措置は各種の貿易障壁の撤廃による自由化を目指し、市場の統一を促す点で共通している。本章では、これらを貿易自由化措置として分類する。

一方で、先にも述べたように近年の RTA は非貿易的関心事項を多く扱う。これらの事項はすべての RTA のなかで貿易自由化措置から明確に区分されているものの、その名称は RTA ごとに異なる。例えば「円滑化」と「二国間協力」のように協定のなかで大別されている場合（日本の RTA で使用）や、分野ごとに独立した章として条文に記載されている場合（NAFTA）、また単に「その他の協力」（韓国や中国の RTA で使用）として分類されている場合もある。それらの内容も、投資に関するルールや環境問題、競争政策の規律や税関手続きの簡素化・調和化、相互基準認証など世界各地の RTA で比較的ひろく共有されている項目のほか、メコン川流域開発（CAFTA）や製菓分野に関する協力（China-Hong Kong Closer Economic Partnership Arrangement: CEPA）、中小企業協力としての商店街の交流（日本・シンガポール新時代経済連携協定、通称 Japan Singapore Economic Partnership Agreement: JSEPA。以下 JSEPA と略記）など、個々の RTA に特有と思われる措置も含まれる。

（2）非貿易的関心事項の多様性

これらの非貿易的関心事項を内容に立ち入って検討してみると、その目的によりさらに2つのグループに分けることができる。ひとつは、投資や競争政策、政府調達などに代表されるような、共通のルール策定とそれによる国内政策の規律・調整を目指す事項のグループである。繰り返しになるが、WTO では財やサービスの貿易、知的財産権以外の分野ではまだルールが整備されていない。だが、それらの分野でのルール化を進めようとする動きは存在する。とくに投資、競争政策、通関手続きの簡素化などの貿易円滑化、政府調達透明性に関する4つの分野は「シンガポール・イシュー」と呼ばれ、1996年のシンガポールにおける第1回 WTO 閣僚会議でルール策定のための

交渉に向けた検討が始まっている。しかしながら、これらの分野については、WTOの規律が貿易以外の分野にも拡大することを恐れるインドやマレーシアといった発展途上国と、ルール化を進めたい日本や欧州を中心とする先進国との間で論争が続いており、WTOでの交渉事項とするかどうかはまだ明らかではない。

表2を見ると、少なからぬRTAがこれらのシンガポール・イシューを含んでいることがわかる。例えばJSEPAでは、投資にかかわる内国民待遇の付与、投資家および投資財産の保護の他、両国の投資家にとって投資しやすい環境の整備を定めている。またCAFTAでも、投資の自由化、円滑化、投資財産の保護について触れている。税関手続きの簡素化・調和についても多くのRTAが定めている⁽⁷⁾。またシンガポール・イシューではないが、NAFTAの環境に関する補完協定などは、加盟諸国に環境保全のための国内法制度整備を義務づけている⁽⁸⁾。こうした措置は、WTOでの議論を先取りする形で当該分野でのルール作成を試みるものといえよう。シンガポール・イシューをはじめとするこうした措置のグループを、本章では国内制度調整に踏み込む措置（国内制度調整措置）として分類する。

その一方で、近年のRTAに含まれる非貿易的関心事項のなかには、必ずしも国内制度調整を目的としない措置も存在する。そうした措置としては、例えば先に挙げたメコン川流域開発や製薬分野に関する協力の他、科学技術や中小企業、農林水産業、ビジネス環境整備や教育・人材開発についての協力などの分野がある。これらの協力の内容を具体的にしてみると、例えば金融システム構築のための技術支援（Japan-Philippines Economic Partnership Agreement: JPEPA, Japan-Thailand Economic Partnership Agreement: JTEPA）や、日本の労働市場参入のための日本語教育（JPEPA）、裾野産業育成のための技術支援（JPEPAおよび日・メキシコ間のRTA）、あるいは締結国間での道路網や通信網などのインフラストラクチャー整備（CAFTA）が挙げられている。また、例えば環境という分野はNAFTAにもJTEPAにも含まれている。ところがNAFTAの環境に関する補完協定が国内制度の整備を義務づけるもの

であるのに対し、JTEPA ではで制度調整について検討した形跡はなく、むしろ環境保全のための技術支援が合同研究会で議論に上がっている（経済産業省 [2003c: 18]）。つまりこれらのイシューは、RTA 締結国間でのルールの調和化や統一よりも、相手国におけるキャパシティ・ビルディングや開発援助としての性格が強い⁹⁾。本章では、これらの広く開発援助的な目的をもつ措置を協力的措置として分類する。

こうした協力的措置を含む RTA の例としては、欧州とアフリカ・カリブ・太平洋（ACP）諸国間で結ばれていたロメ協定がある。ロメ協定は、ACP 諸国から欧州への輸入に対して輸出収入安定化のための資金支援を設ける他、二国間および多国間での援助を含んでいた¹⁰⁾。しかし近年、欧州と ACP 諸国の間の協定は、「自由・無差別」という WTO の原則をより取り入れた内容に変化した。WTO の成立を受け、ロメ協定を引き継ぐ形で新たに締結されたコトヌ協定では、ロメ協定を特徴付けていた ACP 諸国に対する貿易優遇措置を排除し、援助についてもよりコンディショナリティを強化している（渡辺 [2003: 39]）。

ひるがえって東アジアの RTA を見ると、援助・非援助主体の関係をめぐって2つの流れが存在する。例えば CAFTA では、中国と ASEAN 諸国の間で「重要な5つの課題分野」としてメコン川流域開発をはじめとする幾つかの協力的措置を含んでいるが、これらはアジア開発銀行（ADB）という第三者からの資金援助を踏まえたものである。外部からの資金をもとに中国と ASEAN が協力を行うという点では、加盟国間の関係は対等である。これに対し、日本が ASEAN 諸国と模索する RTA に含まれる協力的措置は、いずれも日本の政府開発援助（ODA）を利用するものであり、先進国から途上国へ行われる援助としての性格が強い。コトヌ協定が非対称的なパートナーシップ関係から「自由・無差別」という対等な関係に移行しているなかで、東アジアではそれと逆の方向に向かいつつある RTA が存在することが、ひとつの特徴といえるだろう。

(3) 協定の内容の具体性

さて、さらに ASEAN+3 諸国間の RTA を別の角度から見てみると、もうひとつの特徴が見えてくる。表 2 で掲げた ASEAN+3 諸国間の RTA のなかには、AFTA や CAFTA のようにまず大まかな合意分野を記した本協定を締結し、後から補完協定や議定書、覚書などで漸進的に詳細を定めていく RTA と、JSEPA のように本協定締結時に一括して付属文書で自由化対象となる品目や業種まで定めるものがある。

CAFTA と AFTA は多国間枠組み協定である¹¹⁾。多国間での交渉は、二国間のものに比べると主体間の相互作用が複雑であり利害が錯綜することから、細部にわたる合意が困難になる。そのためまず大枠の原則について合意し、後で詳細を詰めてから実施するという枠組み協定の方式を取ることが多い。こうしたことから、JSEPA と CAFTA/AFTA の内容の具体性の差は、交渉に参加する主体の数を反映した結果とも考えられる。しかしながら他の事例を見ると、アクターの多さが枠組み協定という方式に直結するわけではないことが窺われる。例えば NAFTA は AFTA と同じく多国間交渉による協定だが、協定締結時に関税削減対象品目リストや厳密な用語の定義を備えている。またその一方で、二国間交渉が必ずしも詳細な内容を備えた協定に結びつくわけでもない。その例として、中国と香港の間で締結した CEPA が挙げられよう。CEPA は二者間の協定であるにもかかわらず、本協定（2003年6月調印）は合意をみた分野の列挙に留まっており、細部については付属文書（同年9月）、補充協議合意文書の調印（2004年10月）を経て、現在も漸進的に関税削減の対象品目を拡大している（竹内 [2005:188]）。

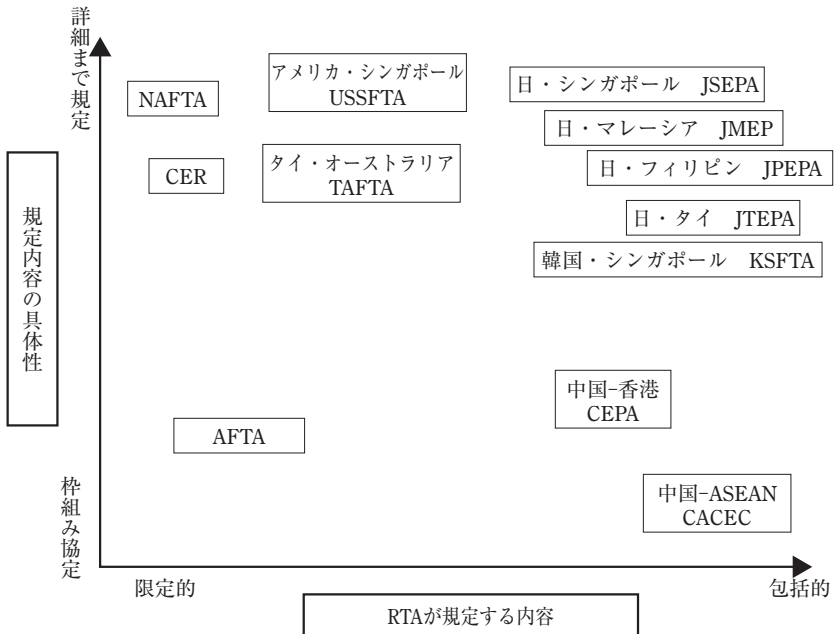
こうした事例を見る限り、東アジア諸国間の RTA の具体性は、多国間か二国間かという交渉スタイルの差とは別に考える必要がある。ここでは CAFTA のように漸進的に内容を詰めて履行を進める枠組み協定方式と、JSEPA に見られるような一括締結・履行方式という2つのパターンが東アジアの RTA の間にあることを指摘しておく。

2. RTA の類型

さて、本節では ASEAN+3 諸国間の RTA の共通点と相違点をそれぞれ整理したが、(1)、(2)、(3) を指標として RTA の特徴を分類し、模式化したものが図 1 になる。

図では協定がカバーする分野の包括性(1)と非貿易的関心事項の多様性(2)を「RTA が規定する内容の包括性」という指標として水平方向に示し、(3)の RTA の内容の具体性を垂直方向に示して指標軸とした。比較のため、NAFTA や CER といった東アジア以外の国の RTA や、タイ・オーストラリ

図 1 東アジア諸国間の RTA の特徴と分類



(出所) 表 2 の一部を利用して筆者作成。

ア RTA のような東アジア諸国とそれ以外の国との RTA も図に載せている。

図1のように東アジア諸国間の RTA を分類すると、これまで分析してきた特徴の他に新たな傾向が看取できる。例えば図の上段右には、協定締結の時点で詳細を明記し、かつ多くの分野をカバーする RTA のグループがあるが、そのほとんどは日本のかかわる RTA である。韓国－シンガポール間の RTA もこのグループに属する。そして下段の右には枠組み協定方式で多くの項目を含む RTA が位置しており、中国が関係している。

また、こうしたなかにあって、ASEAN 諸国は相手ごとに特徴の異なる RTA を結ぼうとしているのが加盟国間に共通の傾向として指摘できる。例えばタイの RTA を見てみると、ASEAN 加盟国間の RTA である AFTA は貿易自由化を中心とし、国内制度調整措置は他の枠組みで制度化している。ASEAN として他の加盟国とともに中国と締結した CAFTA は同じく枠組み協定だが、内容は多岐にわたる。一方でオーストラリアとタイの RTA は焦点を貿易自由化措置に絞り、協定締結時に実施のための細則を備えている。そして日本とタイの RTA は、幅広い分野にわたって詳細な内容の協定を締結しようとしており、シンガポール、マレーシアやフィリピンについても同じ傾向が窺える。

このように、協定の内容の包括性や具体性といった指標から東アジア諸国間の RTA の特徴を整理すると、それぞれ異なった選好をもつ中国と日本が主導権を握り、ASEAN 諸国がそれに受動的に対応しているように見える。だが実際になぜ東アジア諸国がこうした RTA を締結しているのかを考えるには、アクターである各国政府の狙いとその背景から読み解いていく必要があろう。

以下では事例として、中国と ASEAN 間の RTA である CAFTA と、日本と ASEAN 諸国間の RTA を検討する。これらの協定はいずれも ASEAN、あるいは ASEAN 諸国を相手としており、日本と中国、および ASEAN 諸国がお互いの間でどのような RTA を設計しようとしているのかを比較するうえで絶好の事例を提供している。検討に際して、先に挙げた協定の包括性、協定

を締結し、履行するまでの過程の方式の相違に留意し、それぞれの RTA がなぜそうした特徴をもつのかを考察する。

考察にあたり、以下では中国、日本、そして ASEAN 諸国のなかでもタイの RTA 政策を取り上げる。タイの他にも ASEAN 諸国のなかには、日本と中国を含む多くの国々と RTA を結び、ASEAN の RTA 政策を主導する国としてシンガポールがある。しかしながらシンガポールはすでに輸入関税が低く、農業などのセンシティブ・セクターをもたない。そのため、タイをはじめとする他の ASEAN 諸国のなかでは特殊な立場を占めている。その一方でタイは農業や鉄鋼、自動車、通信など多くのセンシティブ・セクターをもっており、そうしたセクターを輸入規制で保護してきた経緯をもつ¹²⁾。こうした貿易政策は他の ASEAN 諸国とも共通している。こうしたことから、本章ではタイの RTA 外交に焦点をあて、図 1 で示した ASEAN 諸国の RTA の特徴とその背景の一端を検討することとしたい¹³⁾。

第 2 節 中国・ASEAN 包括的経済協力協定 (CAFTA)

1. CAFTA の内容と形式

2002年11月にプノンペンで開かれた ASEAN・中国首脳会議で、首脳たちは ASEAN と中国との貿易市場統合と投資の促進をうたって CAFTA に調印した。この協定は財とサービスの貿易自由化に加えて、「各種の経済協力」と呼ばれる非貿易的関連事項を含んでいる。

財の貿易については、2004年に調印した協定 (Agreement on Trade in Goods of the Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-operation between the Association of Southeast Asian Nations and the People's Republic of China。以下、「CAFTA の財の貿易に関する協定」と略記) で詳細が示された。その内容を見ると、貿易自由化については ASEAN10カ国とも2005年7月に関税削減を開

始し、中国と ASEAN 先発 6 カ国については2010年 1 月まで、後発 4 カ国については2015年 1 月までに関税を段階的に撤廃することを約束している⁽¹⁴⁾。ただし、関税削減対象となる品目には例外が多く、上記の関税削減スケジュールの対象外とする品目は、中国と ASEAN 先発 6 カ国については2001年の各国の輸入総額の10%まで、その他 4 カ国についてはそれ以上の数を加えても良いと規定している⁽¹⁵⁾。また、センシティブ・リストの内容を見ても、化学、鉄鋼、自動車、自動車部品など広範な品目が含まれている。そしてセンシティブ・リストの品目は、早期関税削減（アーリーハーベスト）対象からも除外されている（木村 [2005: 9-10]、佐藤 [2003: 13]、美甘 [2004: 129-130]）。こうした事実から、先行研究では CAFTA の貿易自由化措置は AFTA のそれよりも後退した内容になっていると指摘する（木村 [2005: 8-9]）。

非貿易的関心事項を見てみると、投資自由化・円滑化、知的財産権保護、通関手続きの調和の3つが記載されており、主要国の RTA のなかではもっとも項目が少ない。協力的措置としては、農業、情報通信技術、人材開発、投資促進、メコン川流域開発を「重要な5つの課題分野」として本協定で列挙している。協力の範囲は、「今後、他の分野にも拡大していく」（CAFTA 第Ⅱ部7条2項、3項）。またメコン川流域開発や運輸協力といった活動は、拡大メコン圏協力（Greater Mekong Subregion: GMS）の枠組みで ADB からの資金提供にもとづいてすでに実施されている。

このように CAFTA は、貿易自由化については内容もスケジュールも弾力的に運用し、日本や韓国のかかわる RTA に比べて国内制度調整措置が少ない。そのかわり、協力的措置については協定の枠外の活動まで包括し、さらに漸進的に協力の範囲を広げようとするのが特徴的である。この内容を見る限り、CAFTA の締結でそれまでの中国・ASEAN 関係が飛躍的に発展したとはいいがたい。では、なぜ中国と ASEAN はあらためて CAFTA 締結に乗り出したのだろうか。

まずその理由としては、前文でも唱われているように中国・ASEAN 間の貿易拡大が考えられる。中国政府の商務関係官僚や研究者のなかに

は、ASEAN と RTA を結ぶことで東アジアでの統一市場を創出することを CAFTA 最大のメリットのひとつとして挙げる者もいる（金 [2002: 53], Yang [2004: 4]）⁶⁶。例えば2003年10月、中国は他の ASEAN 諸国に先駆けてタイと農産物を含む200品目に及ぶアーリーハーベストでの関税削減を実施した。それによって、実際に2003年第4四半期の中国からタイへの野菜、果物の輸入額は、前年比で200%近くまで拡大した。しかしながら、その一方でタイから中国への熱帯果物の輸出は予想より伸びなかったことから、タイの野菜農家は RTA 締結により深刻なダメージを受けた⁶⁷。

このように二者間の財の貿易自由化に関して見る限り、CAFTA で利益を得るのは中国であり、ASEAN 側が得るものについては曖昧なままである。しかしながら、こうしたリスクを甘受しても ASEAN 諸国が中国との大胆な関税削減に踏み切った背景には、投資をめぐる意図がある。つまり近隣の巨大市場である中国との間の貿易・投資障壁を撤廃することで、中国からの投資を招くと同時に、中国と RTA を結んでいない国が中国への輸出を睨んで ASEAN 諸国に製造拠点を作ることに、期待を寄せているのである。

例えばタイ政府は、2003年から自動車産業（とくに1トンピックアップトラック）、農業・食品産業（インスタント食品や熱帯作物など）をはじめとする5つの分野に対して優先的に外資優遇政策をとっている。また技術移転能力がある外資企業に対しては優先的に投資のインセンティブを与え、さらなる育成を図っている。自動車製造や食品産業といった分野はタイ国内で集積が進んでおり、国際的にも競争力のある分野だが、近年中国との競合が激しくなりつつある。自国が得意とする分野のなかでもとくに品目を絞っていくことで、タイ政府は中国との差別化を目指している。こうした国内産業振興政策を展開するうえで、タイ政府や企業は日本との RTA を投資確保の重要な手段としてとらえている⁶⁸。タイにとって、中国との RTA はそうした日本をはじめとする国々からの投資を呼び寄せるうえで意味をもつ。しかしながらこれをいかにすれば、タイをはじめとする ASEAN 諸国の政府や企業にとって、CAFTA とは中国と ASEAN の間の RTA でありながら、中国以外の国と

の経済関係の拡大を前提としていることになる。

こうしたタイ政府の意図は、東アジアにおける既存の経済的相互依存関係を反映している。例えば世界の国ごとに輸出入総額で機械・機械部品が占める割合を見た場合、東アジアのうちフィリピン、シンガポール、マレーシア、日本、タイはその割合が極めて高いのに比べ、中国はかなり低いレベルにとどまっている。これは東アジアの機械産業の生産・流通ネットワークのなかで、中国とASEAN諸国の間で分業のレベルが現在まだ浅いことを窺わせる¹⁹⁾。つまり、中国・ASEAN間の貿易・投資関係は、現在、東アジアの他の諸国との関係に比べて相対的に浅く、CAFTA締結による貿易・投資拡大は期待されてはいるものの、その効果は未知数といえよう。

実際に、中国政府もその点は認識している。WTOでのシンガポール・イシューをめぐる議論において、中国は内政を規律するような投資と競争政策のルール設定に強く反対している。WTOで規律を制定しても、投資の増加には影響しないというのがその根拠である（濱田 [2004: 96]）。協定やルールがない現在でも中国への投資は増加しているという事実が、投資のためのルールは不要とする中国の主張を支えている。つまり、RTAの締結は中国の貿易・投資拡大にとって命運を左右するものとは捉えられていないのである。

2. 政治的信頼関係のための RTA

こうした事情から先行研究では、CAFTAは経済的動機よりも、むしろ政治的な動機にもとづく協定であるとの見方が大勢を占めている（添谷 [2004: 51-52]、濱田 [2004: 93]、真家 [2004: 118]）。

CAFTAは枠組み協定であり、本協定締結の後から覚書や補足協定を交換・締結する形で漸進的に協定の内容を充実させている。例えば財の貿易については、2003年10月のASEAN首脳会議（バリサミット）でCAFTAの補足議定書に調印し、さらに2004年11月のASEAN中国首脳会議で「CAFTAの財の貿易に関する協定」に調印して、貿易障壁削減の詳細を明らかにした。

また協力的措置については、本協定締結と同時に農業協力に関する覚書を、そして2004年11月には運輸に関する覚書を取り交わしている。対照的に、非貿易的関心事項に関しては本協定で言及するにとどまり、実施のための補足協定や付属文書はない。

CAFTA で列挙する各種の分野は、基本的に2002年の協定締結よりも前に実施の合意を見た分野である。例えば先に挙げた「重要な5つの課題分野」は、すでに2001年11月のASEAN 中国首脳会議で協力推進に合意した分野に他ならない²⁰⁾。つまり、CAFTA 自体が中国とASEANの間で蓄積されてきた各種の協定や合意のなかの一部として位置づけられているのである。

中国とASEANの間では、現在も南シナ海の南沙諸島の領有権問題などの紛争要因が存在する。またASEANはアジア通貨危機、米国のIT不況の影響による対米輸出の落込みなどで経済成長を大幅に減速させているのに対し、中国は順調に経済発展を遂げてきた。経済的プレゼンスを拡大する中国に対して、ASEAN諸国の間には、欧州や日本、アメリカといった域外の市場を中国製品に席卷されてしまうのではないか、あるいは日本、アメリカといった国々からの資本が中国に流れていってしまうのではないかとといった危惧が存在する。こうした状況にたいし、政治・外交面も含めた協力関係をASEANとの間に構築することで、中国政府はASEAN諸国における「中国脅威論」の解消を目指している（真家 [2004: 117-119]）。

つまり中国とASEAN諸国にとって、CAFTAとはRTA締結による貿易・投資拡大と同じくらい、あるいはそれ以上に、協定締結までの政府間協議過程が重要なのである。そして貿易自由化、国内制度調整による統合の深化より以前に、できるだけ多くの分野で協議の機会を設け、政治的な対話を制度化することに大きな意義があるといえるだろう。

ちなみに2003年10月のASEAN首脳会議では、CAFTAの補足議定書の他に「ASEANと中国の平和と繁栄のための戦略的パートナーシップ宣言」を採択し、さらに中国がASEANの基本文書である「東南アジア友好協力条約」への加入に調印した。政府間でのパートナーシップの確認、安全保障上の合

意の共有と併せて、CAFTAは中国とASEANの協力関係を重層化させる役割を担っているといえよう。

第3節 日本とASEAN諸国のRTA —— JTEPAを事例に ——

1. 日・ASEAN諸国間RTAの内容と形式

ここではJTEPAを事例に、日本と他のASEAN諸国とのRTAの協定および交渉の経緯を検討する。JTEPAは、2002年4月の日・タイ首脳会談で締結について首脳間で合意した後、フィリピン、マレーシアとのRTAと足並みを揃える形で準備が進められてきた。2003年の7月から11月までの3回におよぶ産官学研究会、2004年の2月から2005年3月までに実施された6回の政府間公式交渉を経て、2005年7月の締結を目指している。

さて、表2を見ると、JTEPAは貿易自由化措置はもちろん、国内制度調整措置を比較的多く含み、そのなかでもとくにシンガポール・イシューと呼ばれる投資、政府調達、競争政策、税関手続きの簡素化(円滑化)の4つを備えている点を特徴とする。また協力的措置の数としては、金融サービス、情報通信技術、科学技術、教育・人材開発、中小企業振興など他の日・ASEAN間の二国間RTAに共通する項目の他、環境、エネルギー、農林水産業協力なども含む。

こうしたJTEPAの項目構成は、日・フィリピンの間で2004年末に実質合意に達したJPEPA、日本とマレーシアの間で2005年5月末に実質合意に達した日・マレーシア経済連携協定(Agreement between the Government of Malaysia and the Government of Japan for an Economic Partnership。通称JMEPA)と基本的に同じである。そしてこれら日・ASEAN諸国間の二国間RTAは、いずれも2002年11月から発効した日・シンガポール間のRTAであるJSEPAの構成を踏襲している。

また形式を見ると、JTEPAは貿易自由化、国内制度調整措置、協力的措置、そして財の貿易に関する付属文書まで詳細を詰めてから締結することを目指している。これは他の日本とASEAN諸国の二国間RTAでも同様である。つまり日本とASEAN諸国間のRTAはひとつひとつが一括して詳細を整えたRTAになっており、CAFTAやCEPAのような枠組み協定方式とは異なる。

では、JTEPAをはじめとする日本とASEAN諸国間のRTAは相互にどういう関係にあるのだろうか。2002年の1月にシンガポールでJSEPAを締結した際、日本の小泉純一郎首相は、日本とASEAN間での多国間RTAとして日本—ASEAN包括的経済連携協定（Japan ASEAN Comprehensive Economic Partnership: JACEP）を提唱した。さらに同年10月に首相官邸で行った「日・ASEAN包括的経済連携構想を考える懇談会」では、JACEPで扱うべき項目として、国内制度調整措置（税関手続きの調和化、政府調達透明化、投資、貿易や運輸のための情報インフラ整備）や協力的措置（知的交流、人材育成、文化交流）を挙げている（日・ASEAN包括的経済連携構想を考える懇談会 [2002: 6-8]）。その後2005年4月には第1回JACEP交渉を実施し、日本とASEAN諸国間で財の貿易について共通の原産地規則を設けることで合意した²¹⁾。日・ASEAN間での原産地規則については、二国間RTAの交渉で「将来議論されるASEAN諸国と日本との累積原産地規則にしかるべく注意を払う」（JTEPA, 経済産業省 [2003c: 7]。JMEPA, 経済産業省 [2003d: 9]。JPEPA, 経済産業省 [2003e: 第4章2項a]）ことをそれぞれの国との交渉で確認している²²⁾。つまり日本とASEANのRTAは、関税削減について詳細を定めた個別の二国間協定がはじめにあり、それとは別に原産地規則を定める多国間協定を後から締結して、RTAの統一的な運営のためのルールを確認する二重構造になっている²³⁾。

2. JTEPA交渉過程の事例

それでは、実際に協定をめぐるどのようなやりとりが行われているのだら

うか。ここでは日本とタイの RTA である JTEPA を事例に検討してみよう。

表3はJTEPA交渉で日・タイ双方が提出している主要要求項目である。日本側は、鉄鋼や自動車部品をはじめとする鉱工業分野での関税削減、サービス分野の自由化や投資自由化（外国資本に対する内国民待遇の付与）に重点を置いている（経済産業省 [2003c: 15]）。一方タイ側にとっての最大の関心事である農産品については、日本政府はコメを例外扱いとしたものの、その他の品目（砂糖、でん粉、冷凍鶏肉）については数年後に再交渉とすることで関税削減対象とした²⁴。タイ政府はいったんこれを了解したが、日本政府がタイの鉄鋼・自動車・自動車部品の関税撤廃を要求してきたことに対抗して、再び日本の砂糖、でん粉など農産品の関税削減と輸入数量制限撤廃を促している²⁵。

日本政府が、自由化をめぐる矛盾した態度をとる背景には、日本政府内での RTA をめぐる政治過程がある。RTA にかかわる経済産業省、外務省、農林水産省、厚生労働省や法務省などの省庁の間では、2005年現在でも貿易自由化の対象分野や方式をめぐり、意見の調整が行われている。そのなかでもセンシティブ・セクターをめぐるのは、いまだにアクターごとの立場の差が大きく、合意に達していない²⁶。こうした事情から、JTEPA の交渉過程では鉄鋼分野の関税削減をタイに迫る一方で、自国の農水産品貿易自由化につ

表3 JTEPA 交渉での要求項目

	タイ側の要求	日本側の要求
財の貿易自由化	関税削減対象となる5500品目のうち、農産品を含む品目の関税撤廃	自動車・自動車部品を含む鉱工業品の関税撤廃
サービス貿易の自由化	GATS 第4モードのサービス自由化（人の移動） 医療サービスの自由化	通信、製造業関連サービスなどの自由化
国内制度調整措置	基準の相互認証 投資円滑化	投資自由化・円滑化
協力的措置	・中小企業支援 ・ビジネス環境整備 ・農業協力としての検疫規制緩和	・ビジネス環境整備 ・農業分野での協力

（出所） 経済産業省 [2003c] より筆者作成。

いては強硬な反対姿勢と柔軟な譲歩が繰り返し現れるという矛盾した様相を呈している。

一方、貿易自由化をめぐる対立に隠れてあまり注目されていないが、非貿易的関心事項ではいくつかの点で日・タイ双方の意見の一致が見られる。まず非貿易的関心事項のうちの国内制度調整措置だが、投資ルールの策定について2003年の産官学研究会「日・タイ経済連携協定タスクフォース」の報告書でルールと規制の透明性確保、裁判所へのアクセス、パフォーマンス要求の禁止、取用と補償等の項目を協定に盛り込むことで合意している（経済産業省 [2003c: 15]）。ただし、これらは投資の円滑化、あるいは投資家・投資財産の保護を目指した措置であり、外国資本にたいする特定分野への規制を撤廃すること（投資の自由化）についてはまだ合意に至っていない（経済産業省 [2003c: 8, 10-11]）。

第2節で述べたように、タイ政府は機械産業の生産・流通ネットワークを介して結びついている日本と、自国産業への投資促進を睨んでRTAを結ぼうとしている²⁷⁾。JTEPAの交渉では、タイ政府の交渉団はサービス産業を含めた外国資本への規制撤廃（つまりサービスの貿易自由化と非貿易的関心事項のうちの投資自由化）には消極的である（経済産業省 [2003c: 13]）。だが、投資の円滑化に関するルールの整備には前向きに取り組んでおり、JTEPAでもいくつかの点で合意をみた（第2節参照）。タイの企業、および投資を扱う省庁は、投資の自由化ルールを設定しなくとも、中国という大きな市場と自国の市場を統合することで、日本などからの投資は十分増えるものと考えている²⁸⁾。そのかわり、投資を阻害するような反競争的行為にたいする規制の制定には前向きに取り組んでいる（経済産業省 [2003c: 11-12]）。

さらにJTEPA交渉の議題には、農林水産協力や鉄鋼業での人材育成・技術協力といった協力的措置も上がっている。鉄鋼分野での人材育成・技術協力は、2005年5月6日にバンコクを訪問中の中川昭一経済産業相が、タイのタクシン首相やソムキット副首相との会談の場で提案した²⁹⁾。タイの技術協力のケースと同様に、同年5月25日に最終合意したマレーシアと日本との

RTAであるJMEPAの交渉でも、マレーシアの自動車企業プロトン社にたいして日本からの技術・人材育成協力が提案されている。日本とマレーシアはマレーシアの自動車輸入関税の引下げをめぐって激しい交渉を続けており、最終的にマレーシアが関税撤廃に合意した³⁰⁾。現在、JTEPAやJMEPAの交渉経緯から類推する限り、タイの農業、鉄鋼分野での協力的措置は相手国のセンシティブ・セクターにおける貿易自由化にたいし、補填手段として提示されたものといえよう。

また農業分野では、2003年の11月に行われた日・タイ合同産官学研究会で日本とタイの農業関連の代表者からなる合同委員会の設立が提案された³¹⁾。その後、農業分野では2005年3月までにタイ国内での農産品流通・販売システム構築のためのマーケティング研修、日本の輸入農水産品衛生規準をクリアするためのタイ農民に対する衛生・品質管理技術研修の実施について合意している。

こうした農業分野協力のアイデアは、日本の全国農業協同組合中央会（以下、JA全中と略記）が独自に行っていたアジア諸国における農民団体との交流に端を発している。2003年の日・タイ合同産官学研究会では、JA全中をはじめとする日本の民間農漁業セクターの代表者から「日・タイ経済連携協定の農業分野における協力の重要性を認識し、双方のセンシティブさを考慮しながら自由化とのバランスを取らなければいけない」という提案が行われた（METI [2003c: 7]）。この提案は、日本の農水産品市場開放とそれによるタイの食品・農水産品輸出拡大のかわりに、援助という形でタイの農民の生活水準向上を目指すものである³²⁾。この「自由化と二国間協力との適切なバランス」（JA全中 [2004: 26]）という発想は、1999年からJA全中とアジア諸国の農業者団体とが定期的に行ってきた「協力のためのアジア農業者グループ」の場を介し、タイの研究者や農業団体との交流から現れている³³⁾。

以上の経緯で注意したいのは、日本のJTEPA交渉団、および日・タイの農水生産者団体が、協力的措置に積極的な意義を認めたいうで提案しているという点である。その一方で、協定の交渉に参加しているタイの外務省、商

務省といった政府アクター、およびタイ工業連盟、タイ商工会議所といった企業団体では、協力的措置について積極的なメリットを見出していない。例えばタイの製造業の間には、「ビジネスレベルでは企業間での技術普及が進んでおり、援助による技術協力はもはや必要ない」といいきる意見もある³⁴⁾。例外として、食品加工業は協力的措置に比較的高い関心を寄せている。だがその実態は、実現が困難な農水産品の関税削減要求を全面に押し出すかわりに、衛生検査実施技術の向上や動植物検疫の基準化を協力的措置として提案するものである。つまりタイの食品加工企業は、JTEPAの交渉で非関税障壁となる輸入規制を緩和させ、それによって日本市場へアクセスしようという戦術をとっているのにすぎない³⁵⁾。例えば、JTEPAの交渉でタイ側参加者が農林水産協力として提案している動植物検疫措置や食品の衛生管理の技術協力は³⁶⁾、本来財の貿易自由化の一部である。しかし、タイの政策担当者は、それらの措置を貿易自由化措置としてではなくあえて「農林水産協力」として提示している。つまり、タイ政府、およびタイの企業は、協力的措置よりも貿易自由化措置や外国からの投資を拡大するための国内制度調整措置を重視しているのである。

JTEPAの交渉経緯を見る限り、日本とASEAN諸国の二国間RTAに含まれる協力的措置は、センシティブな分野での自由化を迫る側が、相手側の妥協を引き出すために提示した補填手段として位置づけられる。しかしながら、タイ国内では協力措置の必要をめぐって農業分野での生産者レベルと交渉に参加している政府・企業レベルで温度差が存在する。その一方で、日本側はセンシティブな分野での貿易自由化をめぐって足並みの乱れを顕わにしている。このように双方がRTAについて統一的な見解をもたない状況にあって、協力的措置はセンシティブ分野での貿易自由化を代替する交渉上の戦術として利用されているといえるだろう。

3. 日本の RTA 戦略

以上、JTEPA を参照例として日本と ASEAN の間の二国間・多国間 RTA の特徴を分析した。内容を整理すると、日本と ASEAN 諸国は、ひとつひとつが実施のための詳細を備えた協定を目指しているものの、非貿易的関心事項については二国間と多国間の RTA の間で重複も見られる。そして貿易自由化、国内制度調整に重点を置いて交渉を進めてはいるが、実際には貿易自由化の代替的／補填的措置として協力的措置を盛り込んでいるのが特徴である。では、なぜ膠着とも思える様相を呈しつつも、日本と ASEAN 諸国は、貿易自由化措置・国内制度調整措置、そして協力的措置をも含み、実施のための詳細まで完備した RTA を締結しようとしているのだろうか。

JTEPA の交渉の経緯を見た限り、日・ASEAN 間 RTA の包括性や詳細を備えた形式にこだわっているのは、日本の交渉参加者といってよい。こうしたことから、以下では日本の RTA 戦略を検討することで、日・ASEAN 間 RTA の特徴の背景を考察してみよう。

すでに本節第1項で述べたように、日本と ASEAN 諸国間の RTA は2002年にシンガポールとの間で締結した JSEPA が原型となっている。また JSEPA は、日本にとって最初の RTA であった。日本の RTA 戦略の形成過程を紐解くにあたって、まず JSEPA 締結の経緯に焦点をあてる。

JSEPA 締結まで、日本政府は GATT/WTO 体制での多国間貿易自由化を原則として堅持してきた。だがアジア通貨危機以降、近隣のアジア諸国との高度な相互依存を協定として制度化し、相互の影響をコントロール可能な状態にすることを目指す RTA 積極派が、日本の経済産業省（当時は通商産業省）の一部で現れた。彼ら RTA 積極派にとって、JSEPA とは日本政府をその後の積極的な RTA 外交に転換させるための突破口であった（Ogita [2003: 242]）。それだけが目的であれば、JSEPA に貿易自由化以外の措置を盛り込む必要はなかったといってよい。しかし実際の協定は、貿易自由化よりも投

資に関するルールの策定や基準の相互認証などの非貿易的関心事項に重点を置いた内容になっている。こうした措置が加えられた背景には、関税削減以外の項目を RTA に加えることで、貿易自由化以外の争点を増やし、国内の利害関係者の輪を広げて、貿易自由化あるいは RTA に反対する勢力の反発を相対化する狙いがあった (Aoki [2004: 4-7])。またシンガポールと日本の貿易は、JSEPA 締結の以前でも輸入関税が実質上ほとんど 0 % であり、シンガポールには日本にとってセンシティブな問題である農業部門がない。そのため JTEPA の存在が日本経済のセンシティブ・セクターの反発を呼ぶことなく、RTA 交渉を比較的容易にすすめることが見込まれたことも、経済産業省内の RTA 推進派が第 1 号の RTA として JSEPA を選んだ理由であった。シンガポールとの関係は特殊な例ではあるが、日本の RTA が貿易自由化措置と非貿易的関心事項から構成されるようになった契機として、関税削減をめぐる日本国内の政治過程に起因する事情があったことに留意が必要である。

このように JSEPA 交渉に際して、関税削減による財の自由化の余地はほとんどなかった。それにもかかわらず JSEPA が貿易自由化のための協定として追求された背景には、WTO 以上の水準をもつ内容でなければ、RTA を締結することについて政府内での支持が得られなかった事情がある (Ogita [2003: 243])。日本の経済産業省、外務省は、しばしば詳細を備え、かつ包括的な内容の RTA をもって「高度な」協定と表現する。例えば「EPA/FTA では特定国・地域との WTO 協定の水準を超えるような高度なルール作りや自由化、あるいは WTO 協定でカバーされていない分野でのルール作りや自由化を探求することになる」(外務省 [2002: 第 3 章 3 節]) といった自負に見られるように、WTO 協定を補完するルール作りが RTA を締結するうえでの重要な課題として認識されている。日本の RTA が単なる貿易自由化以上の内容を含む「高度な」内容と形式を整えたものとなったのは、WTO が規範として政策担当者の行動を律した結果といえよう。

JSEPA の締結以後、日本の RTA は外交ツールとしてさらに積極的な役割

をもつようになった。2002年1月、ASEAN 諸国を歴訪中の小泉純一郎首相は「日-ASEAN 包括的経済連携」や「東アジア開発イニシアティブ」といった日本とASEANの協力構想を提唱した。2002年にこうした関係緊密化を目指す措置が登場した背景には、2001年11月に中国がASEANに提案したCAFTAの影響があった。1977年の「福田ドクトリン」以来、日本政府はASEANとともに歩み、ともに進む特別な関係にあると自覚してきた。しかしながら、そのように特別な関係にあると自認してきたASEANに対し、中国が急速に接近したことで、日本の官僚は「もはやASEANにおける中国の存在を座視することはできない」との焦燥を抱くようになった⁸⁷⁾。

そうした焦燥に拍車をかけたのが、ASEAN 諸国から日本に寄せられた批判であった。2002年の1月から日本とASEAN 諸国は政府関係者も参加してJACEPのための専門家グループ会合を開いた。JACEPでは食料安全保障および環境にかかわる協力を実施していくかわりに、農業分野の関税引下げは行わないという日本の農水省の説明に対し、ASEAN 諸国政府の代表者は「農業を除外してアセアンに得るものがない」、「食料安全保障は real concern ではない、日星 (JSEPA のこと。筆者補足) 以外のことを期待している」(タイ)、「農産品の関税撤廃を議論しないのであれば、相互に利益を与えることにならないため、日アセアン経済連携強化 (CEP) の意味がない」(ミャンマー)、「日本がそのような対応なら、各国が sensitive sector の shopping list を出すことになる」(マレーシア)といったように、激しい反発を示した(日アセアン CEP 専門家グループ [2002: 2] 原文ママ)⁸⁸⁾。

中国とASEANの接近、そしてASEAN 諸国の日本政府に対する苛立ちは、日本外交におけるRTAの位置づけや内容に大きく影響した。まず日本の経済産業省は、2002年の『通商白書』で「東アジア大の最適供給システム」の構築を提唱した。日本とASEAN 諸国の間では、とくに機械産業の分野で先進国と途上国の間にある賃金格差やインフラ整備状況の差を利用し、企業の製造工程を国際的に分業する動きが1990年代以降に進んでいる(木村 [2004])。また貿易のパターンもこうした企業の戦略を反映し、産业内での

部品をめぐる垂直的貿易が中心となっている (Okuda [2004])。その最適な配置を促すために、東アジアの RTA は単なる貿易自由化にとどまらず、投資や技術移転を促す協定として設計されなければならない (木村 [2004], 浦田 [2002])。機械産業の生産・流通ネットワークにとっては、ASEAN 諸国の高い輸入関税ばかりでなく、税制面の問題や人材不足、労働問題といった関税以外のコストも無視できない。こうした問題を解決するために、関税削減の他に税制の明確な運用のための措置や、ODA を使った人材育成などの協力的措置を含む RTA が必要となる。2003年に経済産業省が日本企業を対象として行った調査の結果は、こうした日本と ASEAN+3諸国間に特有の経済構造を反映したものになっている (経済産業省 [2003a: 47])³⁹⁾。このように、機械産業の国際的な生産・分業システムを最適化する観点から見た場合、RTA のなかの国内制度調整措置、協力的措置は貿易自由化があってはじめて機能する措置であり、いずれが欠けてもその目的を十全に果たすことはできない⁴⁰⁾。こうした事情を掲げて、日本政府は貿易自由化から国内制度調整措置、協力的措置まで整えた RTA を締結しようとしている。

また2003年の『通商白書』では、中国、インド、オーストラリアやニュージーランド、アメリカといった国々が先を争うように ASEAN との RTA 締結を進めている状況について触れ、「我が国が ASEAN の経済連携の制度化に出遅れれば、我が国が ASEAN の市場を確保することが困難になるばかりでなく、ASEAN の市場向けの製品の製造に関する投資が日本以外の ASEAN の FTA のパートナーの国に移転する可能性が高まることになる」との危惧を顕わにしている (経済産業省 [2003b: 187])。ここでは、日本と東アジア諸国の間ですでにある経済的相互依存を制度化することで、近隣の東アジア地域で RTA が構築された場合にも日本が取り残されないことを目指している。つまり、経済的な相互依存関係を制度化することが、東アジアのなかでの日本の孤立回避という目的に繋がっているのである。

経済産業省が、貿易自由化と国内制度調整で既存の相互依存関係を深化させ、東アジアに日本を埋め込もうとしているのに対し、別の観点から RTA

を地域的な連帯関係の確認手段として活用しようという動きも存在する。

2002年10月、外務省は「日本の FTA 戦略」という文書を発表した。この「日本の FTA 戦略」は、RTA（本文中の表現では EPA/FTA）のパートナーとして「日本の経済とすでに深い相互依存、補完関係にある国・地域」である東アジア地域を候補に挙げている（外務省 [2002: 第1章4節]）。そして RTA の経済的メリットと並んで、政治外交的メリットとして、(1)経済外交における WTO の補完的手段、(2)経済的相互依存と政治的連携の強化、(3)外交的影響力の保持、の3点を示した（外務省 [2002: 第1章2節]）。とくに(3)では、途上国への関係強化手段として ODA とともに RTA を取り上げていることに注目したい。なかでも ASEAN 諸国については、加盟国間の経済格差に応じて貿易自由化と協力的措置を柔軟に使い分ける必要を指摘し（外務省 [2002: 第4章2節]）、RTA を途上国支援としても活用できるようデザインすることを主張する⁽⁴⁾。また、場合によっては自由化に耐えるだけの経済基盤が整っていない国への離陸支援として技術協力を行うなど、RTA 以外の手段を用いる可能性も考慮している（外務省 [2002: 第3章3節]）。2001年の中国による CAFTA 提唱に触発され、日本と ASEAN の地域的なパートナーシップの構築が火急の課題として認識されるようになって以後、協力的措置は開発援助の手段として、貿易自由化措置とは独立して扱われるようになっていたのである。非対称な関係を前提とする援助的な措置が、「自由・無差別」を旨とする WTO 体制の一部である RTA に含まれることに、日本の RTA 戦略の最大の特徴がある。

日本の RTA 戦略は、このように貿易自由化と国内制度調整による統合を推し進めようとする一方、それとは別に開発援助的性格を前面に押し出すことで政治的友好関係を保持しようとする二面性をもっている。「援助やその他のパートナーシップ的な支援による“友情の購入”」（Lincoln [2004: 155]）という指摘は辛辣にすぎるが、日本が ASEAN 諸国との間で模索する RTA が、従来型の先進国－途上国間で見られた非対称なパートナーシップに近づいていることは指摘できよう。

むすび

本章では東アジア諸国間の RTA の特徴を分析するにあたり、RTA がカバーする内容に着目して、その包括性を指標とした。指標を作成するにあたり、WTO でのルール作りをめぐる議論と、個々の RTA でそれぞれの項目が何を目指しているのかに注目して、RTA が扱う分野を貿易自由化、国内制度調整措置、協力的措置の3つに分類した。その結果、東アジア諸国間の RTA は、貿易自由化と国内制度調整措置に加えて協力的措置までを含む非常に包括的な内容を特徴としていることを指摘した。また、協定を締結するまでの形式に相違があることにも着目し、枠組み優先の協定と一括締結・履行方式の協定に分類した。そしてこれらの指標をもとに、東アジア諸国間の RTA を異なる特徴を備えるグループに分類し、それぞれのグループのなかから中国・ASEAN 間の RTA である CAFTA と、日・ASEAN 間の RTA のなかでも JTEPA を事例に取り上げ、そうした特徴が現れた理由を中国、ASEAN、日本の RTA 政策や国内事情と照らし合わせて検討した。

CAFTA の場合、貿易自由化や国内制度の調整よりも、交渉の過程を通じて相手との対話チャンネルを増やすことに重点を置いていたといえよう。CAFTA 以外の枠組みで実施されている協力をも覆う形で RTA を締結することにより、政治的な信頼関係を構築するための重層的な制度を構築するのが、CAFTA の最大の狙いである。東アジア地域のなかでも、中国と ASEAN 諸国は経済的な相互依存関係が比較的弱く、安全保障問題をめぐる対立も存在する。CAFTA 締結の背景には、政治的な交流を制度化することがまだ大きな意義をもつという中国と ASEAN 諸国間の歴史的経緯が大きく影響している。

かたや日本と ASEAN 諸国間の RTA は、すでに高度に発達している経済的相互依存システムを根拠とし、「自由・無差別」原則にもとづく貿易自由化と国内制度調整による統合を推し進めようとしている。そしてそれと並行

して、とりわけ日本政府は ODA を利用した開発援助的措置を併せて提示し、従来型の政府開発援助にもとづく政治的なパートナーシップを保持しようとしている。農産品生産者のレベルでも、市場アクセスの自由化ではなく、開発協力で農村の生活水準を向上させようとする動機が日本と ASEAN 側の双方に存在する。しかしながら政府間の交渉レベルでは、貿易自由化をめぐり日本側が ASEAN 側に妥協を誘うための代替的な手段として協力的措置を利用する傾向が見られた。

では、中国と日本という選好も歴史的な経緯も異なる相手に対し、ASEAN 側はただ受動的に対応しているだけなのだろうか。CAFTA と JTEPA の事例からは、大規模市場をもつ国との貿易自由化を急ぐ一方で、そうした大規模市場を背景にして投資拡大が見込まれる国と投資の拡大を目指すタイ政府の RTA 政策が窺われた。CAFTA と JTEPA の特徴の差は、タイ政府のそうした RTA 外交の文脈で、それぞれに期待されている役割の相違を反映している。

経済的格差、歴史的な交流の濃淡、そして社会・政治的な制度の差違、いずれをとっても東アジア諸国の関係は多様であり、それをひとつのシステムに収斂させることは容易ではない。それを裏付けるように、東アジア諸国間の RTA 交渉の多くが、貿易や投資の規制撤廃をめぐって難航している。だが、当然ながらこうした多様性は東アジアに特殊な問題ではなく、世界の各地では貿易や投資の自由化をめぐって同様に厳しい交渉が進められている。そうした状況にあって、東アジアにおける RTA がもつ含意について触れ、本章のむすびとしたい。

貿易自由化のかわりとして援助を提示することは、WTO のルールから見れば整合的ではない。だが、相手側のセンシティブ・セクターに対して自由化による損失を補填する狙いで協力的措置を提示することによって、交渉で相手の譲歩を誘うことが見込まれる。また経済的格差の大きい国々の間で RTA を締結するにあたり、補填的措置を付け加えることにより、貿易自由化がより競争力の弱い経済セクターに与えるネガティブな効果を緩和することも考えられよう。また仮に日本と中国のように政治的イニシアティブが

弱い国の間で RTA 交渉を進める場合、協力的措置をめぐる協議を重ねることで経済交流を支えるための政治的信頼関係を構築する方法は示唆に富む。

東アジア諸国の課題とは、RTA に含まれる多様な協力的措置が貿易・投資の自由化を代替して統合を阻むのではなく、自由化が困難なセクターの利益を確保することで協定の締結に向かうように配慮しつつ、交渉を進めることではないだろうか。

〔注〕 _____

- (1) 東アジアでは、ASEAN+3諸国の他に台湾も積極的に RTA を模索している。しかしながら、台湾は現在 ASEAN+3の枠組みに参加していない。また、台湾政府は地域の内外を問わず RTA の相手を模索しており、必ずしも東アジアという枠組みを前提に RTA 外交を進めているわけではない（台湾の RTA 外交について、詳細は竹内 [2005] を参照）。本章では東アジア諸国がお互いの間で模索する「東アジア」という枠組みを前提とした RTA に関心を寄せることから、考察の対象を ASEAN+3諸国に絞り、「ASEAN+3諸国」と「東アジア諸国」を互換的に用いる。
- (2) ASEAN+3各国の RTA 戦略を検討した研究として、例えば Lincoln [2004]、日本機械輸出組合 [2004: 第Ⅲ章]、Okamoto [2003: 第Ⅱ部] を参照。
- (3) 第1節の後半で述べるように、WTO では貿易自由化に関する部分と非貿易的関心事項の一部（シンガポール・イシュー、知的財産権保護など）を除き、イシューの分類について明確なルールがない。そのため本章では、誰が見ても追跡して検討することが可能なデータを提供するために、まず個々の協定が扱う分野を協定条文の章立てにもとづいて提示したものである。
- (4) 授権条項は正式名称を「異なるかつ一層有利な待遇ならびに相互主義および開発途上国のより十分な参加」といい、1979年の東京ラウンドで GATT の締約国団により決定された。これは途上国間の一般特惠協定に限り、GATT 第1条の例外とすることを認めた取決めである。
- (5) RTA が依拠する条項は、RTA の締結国が WTO に通報した内容にもとづいている。WTO 公式サイト、RTA ゲートウェイページに掲載されている「WTO に通報されている RTA」のリストを参照（URL: http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/type_e.xls、最終ダウンロード2005年5月28日）。
- (6) 通常、「非貿易的関心事項」（the matters of non-trade concerns）という場合に投資は含まない。投資を含む概念としては「貿易関連事項」（trade related matters）を使用するのが一般的である。しかしながら本章で取り上げる RTA に含まれる措置の多くは、貿易との関連について WTO で論争が続いている

- か、論争すら起きていないものである。このため、本章での用語としては「非貿易的関心事項」を用い、そこに投資を含めて使用する。
- (7) 例えばJSEPAでは貿易取引文書の電子化を定めており（第5章第40条から第44条）、NAFTAでは原産地証明書類に関する細則を第5章で規定している（NAFTA事務局サイト <http://www.dfait-maeci.gc.ca/nafta-alena/chap05-en.asp>。最終ダウンロード2005年5月16日）。
- (8) NAFTAの補完合意である北米環境協力協定（NAAEC）第5条を参照（NAAEC事務局サイト http://www.cec.org/pubs_info_resources/law_treat_agree/naaec/naaec03.cfm?varlan=english#5。最終ダウンロード2005年2月25日）。
- (9) 近年WTOでは、「キャパシティ・ビルディング」として途上国への支援措置に取り組んでいる（Yanai [2003: 76-77]）。これらの措置は、主に途上国に対する国際通商交渉のための技術的訓練や研修であり、国際交渉参加へのハードルを低減することでWTOをより開かれたものにするを目標としている。一方、東アジア諸国のRTAにも「キャパシティ・ビルディング」と称して税関職員の技能研修や検疫システムの技術協力などの協力的措置が含まれている。だが、これらの措置は途上国の国際交渉への参加促進を目標したものではなく、WTOの「キャパシティ・ビルディング」とは異なることに注意したい。
- (10) ロメ協定、およびその後身であるコトヌ協定について、詳細は渡辺 [2003] を参照。
- (11) 現在、東アジアにおける多国間RTAとしては、CAFTAやAFTAの他にJACEPが現れようとしている。しかしながら、現在のところ同協定は第1回政府間交渉を始めたばかりであり、CAFTAのように漸進的な締結・履行過程を経るのか、その他の日本のRTAのように一括して締結・履行の過程をたどるのかは明らかではないことから、その検討は後日に譲ることとしたい。
- (12) タイの自動車部品輸入関税については、日本がほぼ0%であるのに対し、2005年5月現在でも40~60%と高水準である。タイの自動車産業は国際的な分業・流通ネットワークにもっとも深く組み込まれたセクターとして知られる。だがその背景には、1960年代から日系企業など外資と地場資本の合併を進めてきたほか、1970年代から部品の国産化政策を行って外国部品メーカーの移転や地場メーカーの育成を促してきた経緯がある。その結果、タイでの部品メーカーの集積が進み、集積の規模は東南アジアでも最高といわれるようになった（殖田 [2003]）。
- (13) シンガポール、そしてフィリピンといった他のASEAN諸国と日本との二国間RTAの内容、および交渉の経緯についてはAoki [2004] を参照。
- (14) ASEAN事務局ウェブサイト、域外関係ページのなかの中国のページ、「CAFTAの財の貿易に関する協定」付属書1を参照（URL <http://www.aseansec>）。

- org/accfta%20tif/annex%201.zip. 最終ダウンロード2005年5月20日)。
- (15) いずれも HS 分類 6 桁ベースでの品目。注14に挙げた「CAFTA の財の貿易に関する協定」付属書 2 を参照 (URL <http://www.aseansec.org/accfta%20tif/annex%202.zip>. 最終ダウンロード2005年5月20日)。
 - (16) Yang [2004] は、ASEAN 事務局が行った GTAP モデルを使った CAFTA の貿易に対する影響のシミュレーションを引用し、CAFTA で ASEAN の対中輸出は48%、中国の対 ASEAN 輸出は55.1%拡大すると指摘している。
 - (17) 『アジア動向年報 2004』283ページを参照。
 - (18) 例えば、タイの食品加工業の最大手である CP グループは、オートバイの生産・販売部門をもっている。CP のオートバイ部門は、日本のホンダと技術提携を行って生産した製品を中国で販売している (2004年9月10日にバンコクにて筆者が CP グループ役員と行ったインタビューによる) また、タイのロジャナ・パワー社 (Rojana Power Co.ltd) は、中国の上海から内陸に約200キロメートルのところにある常州に、2004年6月から工業団地を建設している。そこでは日系企業などアジア系企業をターゲットに、タイでの高い水準のサービスをそのまま、中国で実現することを目指している (2004年9月10日、バンコクにて筆者が行ったロジャナ・パワー社役員とのインタビューによる)。こうした事業は、タイ政府の目指す「ハブ・アンド・スポーク」戦略の典型的な例といえるだろう。
 - (19) 木村 [2004] の図 I-4 を参照。
 - (20) ASEAN 事務局ウェブサイト、域外関係ページの中国のページを参照 (URL <http://www.aseansec.org/5874.htm>. 最終ダウンロード2005年5月20日)。
 - (21) 経済産業省サイト、「FTA・経済連携推進について」のページ、日・ASEAN 包括的経済連携交渉第 1 回会合概要報告書 (平成17年4月18日付け) を参照 (URL: http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/html/j_asean1.html. 最終ダウンロード2005年5月18日)。
 - (22) 日・ASEAN 諸国の二国間 RTA における原産地規則は、日・シンガポール間の JSEPA と同じで、原則的には関税分類変更基準で HS 6 桁ベースを、一部の品目については付加価値基準で60%が検討に付されている (経済産業省 [2003c: 8])。
 - (23) 関税削減については二国間協定と ASEAN+1 の RTA で棲分けが明確になっているが、非貿易的関心事項についてはどのように二国間と多国間でルール調整をするのかは明らかにされていない。
 - (24) 『日本経済新聞』2004年6月10日朝刊7面。
 - (25) 2005年5月10日付け NNA ニュース (URL <http://news.goo.ne.jp/news/nna/kokusai/20050510/20050510thb002A.html>. 最終ダウンロード2005年5月10日)。
 - (26) その様子については、例えば『読売新聞』2005年1月15日朝刊の記事を参

照。

- (27) タイのJTEPA交渉団に参加しているスパット・タマサート大学経済学部教授は、外資規制の撤廃や投資ルールの策定などをJTEPAに加えて投資を誘致することで、タイの部品メーカーにとっても「ウィン・ウィン」構造の協定になると主張する(2004年9月2日の筆者によるインタビュー)。同様の意見は、タイ商工会議所、タイ工業連盟の他、製造業にかかわる企業とのインタビューでも聞かれた。
- (28) 2004年9月2日、バンコクにおけるタイ商工会議所顧問との筆者インタビュー。同様の見解は、タイ工業連盟の他、製造業にかかわる企業とのインタビューでも聞かれた。
- (29) 『産経新聞』2005年5月7日付け(URL http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20050507-00000015-san-bus_all。最終ダウンロード2005年5月25日)。
- (30) 最終的にマレーシアは3000cc超の日本車の関税(現在50%)を2008年にま
ず0~5%まで引き下げる他、それ以下の排気量の乗用車についても段階的
に下げ15年までに完全撤廃し、自動車の現地生産のため日本から輸出する鉄
鋼製品も現在50%の関税を撤廃することで合意した。『日本経済新聞』2005年
5月26日付け朝刊5面のアブドラ・マレーシア首相へのインタビューを参照。
- (31) 2004年6月の第3回JTEPA交渉の報告によると、このワーキンググループ
とはタイと日本の農協で構成されるものと思われる。タイ外務省サイト、日・
タイ経済連携ページ(<http://www.mfa.go.th/web/1936.php?id=9240>。最終ダウ
ンロード2004年9月3日)を参照。
- (32) 農産品に関する市場アクセス自由化と農業技術協力を代替的な関係として
捉える言説の例としては、『日本経済新聞』2004年11月10日朝刊の記事を参
照。
- (33) JA全中[2004:30]および2005年8月23日に東京のJA全中で筆者が行った
インタビューによる。
- (34) 2004年9月2日、バンコクにおけるタイ商工会議所顧問との筆者インタ
ビュー。
- (35) 注31のタイ外務省サイト日・タイ経済連携ページを参照。ただし、このこ
とでタイが日本のコメ以外の農産品についても例外扱いすると認めたわけ
ではない。
- (36) 経済産業省[2003c:22,付属文書5]、およびタイ外務省サイト、日・タイ
経済連携ページのピサン外務省事務次官(タイJTEPA交渉団団長)の談話を
参照。
- (37) 『日本経済新聞』2003年11月2日付け朝刊。
- (38) 2003年12月の日・ASEAN特別首脳会議の直前には、中国がCAFTAの「重
要な5つの課題分野」としてメコン川流域開発などの開発協力に力を注ぎ始

めたのに対し、日本がASEAN 向けの ODA を削減したことに対する不満も噴出した。『日本経済新聞』2003年12月4日付け朝刊を参照。

- (39) 2003年7月に日本の製造業219社を対象に実施。このうち60社から回答があった。また、例えば日本機械輸出組合では2003年5月に組合員を対象としたアンケートを行い、それにもとづいて経済産業省にたいする提言を行っている。日本機械輸出組合 [2004] の巻末資料参照。
- (40) 日本の経済産業省は、「地域や二国間での取組においては、FTA を含む幅広い分野をカバーする経済連携協定が重要なツールとなり得、我が国が有する数少ない外交ツールである ODA などとも組み合わせることで、より円滑に取組を進めていく必要がある」など、貿易自由化措置と協力的措置について不可分として扱っている（経済産業省 [2003a: 184-185]）。
- (41) 「大国として相手に何が与えられるかということを考えるべきだと思う日本が（東アジア諸国と：筆者補足）自由貿易協定の交渉をする場合……全く同じ土俵でコンセッション、ギブ・アンド・テイクをやるというのは私は正しくないというふうに思う」という東アジア共同体評議会2004年6月24日第1回政策本会議における田中均外務省外務審議官の発言を参照。東アジア共同体評議会2004年6月24日第1回政策本会議速記録（<http://www.ceac.jp/j/pdf/040730.pdf>。最終ダウンロード2004年12月13日）10-11ページ。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 殖田亮介 [2003] 「みずほりポート2003年10月2日発行：タイの自動車産業」みずほ総合研究所。
- 浦田秀二郎 [2002] 『日本の FTA 戦略』日本経済新聞社。
- 外務省 [2002] 「日本の FTA 戦略」2002年10月、外務省ウェブサイト（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/policy.html>）最終ダウンロード2004年3月27日。
- 木村福成 [2004] 「東アジア経済の特質と FTA の設計」（日本機械輸出組合『東アジア自由貿易地域の在り方——東アジア自由ビジネス圏の確立に向けて——』日本機械輸出組合、19-40ページ）。
- [2005] 「東アジア FTA 構想の視点と日本・中国の役割」（玉村千治編著「東アジア FTA 構想と日中間貿易投資」アジア経済研究所、1-14ページ）。
- 金柏松 [2002] 「中国-ASEAN の FTA 合意について」（『海外労働時報』7月号、326巻、52-55ページ）。
- 経済産業省 [2003a] 「経済産業省『東アジア企業戦略を考える研究会』中間とりまとめ案」2003年9月、経済産業省ウェブサイト（<http://www.meti.go.jp/>

- kohosys/press/0004463/2/030905higashiajia-h.pdf) 最終ダウンロード2004年2月27日。
- [2003b] 『通商白書：海外のダイナミズムの取り込みを通じた日本経済の再活性化』。
- [2003c] 「日・タイ経済連携協定タスクフォース報告（2003年12月）」2003年12月，経済産業省ウェブサイト（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/pdfs/houkoku_0312.pdf）最終ダウンロード2004年3月1日。
- [2003d] 「日・マレーシア経済連携共同研究会報告書（2003年12月）」2003年12月，経済産業省ウェブサイト（URL http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/html/malaysia_kenkyukai.html）最終ダウンロード2004年3月1日。
- [2003e] 「日・フィリピン経済連携協定合同調整チーム報告（2003年12月）」2003年12月，経済産業省ウェブサイト（URL http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/html/philippine_houkoku.html）最終ダウンロード2005年3月1日。
- 佐藤考一 [2003] 「日本・ASEAN 特別首脳会議展望：経済・安全保障をめぐる協力関係の課題」（『世界週報』第84巻47号，12-15ページ）。
- JA 全中 [2004] 「韓国，タイ，フィリピン，マレーシア，インドネシアとの自由貿易協定（FTA）に関する JA グループの基本的考え方」2月。
- 添谷芳秀 [2004] 「FTA と東アジアの地域秩序」（日本機械輸出組合 [2004: 41-56]）。
- 竹内孝之 [2005] 「東アジア FTA 構想と香港および台湾」（玉村千治編著「東アジア FTA 構想と日中間貿易投資」アジア経済研究所，185-204ページ）。
- 日アセアン CEP 専門家グループ [2002] 「第2回アセアン CEP 専門家グループ会合の結果概要」4月，経済産業省。
- 日・ASEAN 包括的経済連携構想を考える懇談会 [2002] 「日・ASEAN 包括的経済連携構想を考える懇談会中間報告」首相官邸ウェブサイト（URL http://www.kantei.go.jp/jp/singi/asean/kettei/021016tyuukan_h.html）最終ダウンロード2003年1月23日。
- 日本機械輸出組合 [2004] 『東アジア自由貿易地域の在り方——東アジア自由ビジネス圏の確立に向けて——』日本機械輸出組合。
- 濱田太郎 [2004] 「中国の FTA 政策」（日本機械輸出組合 [2004: 50-56]）。
- 美甘哲秀 [2004] 「中国の対 ASEAN 貿易と FTA」（渡辺利夫編『東アジア市場統合への道—— FTA への課題と挑戦——』勁草書房，121-134ページ）。
- 真家陽一 [2004] 「中国の FTA 政策」（渡辺利夫編『東アジア市場統合への道—— FTA への課題と挑戦——』勁草書房，111-120ページ）。
- 渡辺松男 [2003] 「アフリカ・欧州関係の転換：コトヌゥ協定と特権ピラミッドの解消」（山影進編著『地域主義の動向と今後の日本外交の対応』日本国際間

題研究所平成15年度研究報告 http://www.jiia.or.jp/pdf/asia_centre/h15_nihon-gaikou/04_watanabe.pdf. 最終ダウンロード2005年8月1日)。

〈英語文献〉

- Aoki, Maki [2004] “New Issues in FTAs: The Case of Economic Partnership Agreements between Japan and ASEAN Countries,” IDE APEC Study Center Working Paper Series, 03/04 -No.8, March.
- Deutsch, Kahl W. [1988] *The Analysis of International Relations*, 3rd Edition, New York: Prentice-Hall.
- Lincoln, Edward J. [2004] *East Asian Economic Regionalism*, Washington, D.C.: Brookings Institution Press.
- Ogita, Tatsushi [2003] “Japan as a Late-coming FTA Holder: Trade Policy Change for the Asian Orientation?” in J. Okamoto ed., *Whither Free Trade Agreements?: Proliferation, Evaluation and Multilateralization*, Chiba: Institute of Developing Economies, pp.216-251.
- Okamoto, Jiro [2003] *Whither Free Trade Agreements?: Proliferation, Evaluation and Multilateralization*, Chiba: Institute of Developing Economies.
- Okuda, Satoru [2004] “Deepening Interdependence in East Asia: Deepening Intra-industry Trade of Japan and Its Bilateral FTAs,” IDE APEC Study Center Working Paper Series, 03/04 -No.2, March.
- Yanai, Akiko [2003] “Institutional Motives for Forming FTAs: The Contradiction between the MFN Principle and Reciprocity” in J. Okamoto ed., *Whither Free Trade Agreements?: Proliferation, Evaluation and Multilateralization*, Chiba: Institute of Developing Economies, pp.54-88.
- Yang, Zerui [2004] “China’s FTA Developments”, paper presented at the APEC Study Center Consortium Meeting, held on 26-29 May 2004 in Vina del mar, Chile.